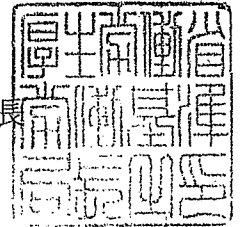


基発第0706008号
平成19年7月6日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



「規制改革推進のための3か年計画」への対応について

本年1月に内閣府に設置された「規制改革会議」（議長 草刈隆郎 日本郵船株式会社代表取締役会長）においては、内閣総理大臣の諮問に基づき、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の改革に関する基本的事項等について検討されてきたところですが、本年5月30日に第1次答申（以下「答申」という。）が行われました。

規制改革会議においては、資格制度について、資格者に対する法的規律の維持・回復及び資格制度における利便性の向上が共に国民生活の向上に資するものであるという観点から検討が行われ、今般の答申には、業務独占資格に関する具体的施策として、「懲戒処分等の適正な実施」、「資格者に関する実務実績等の情報開示の推進」の2点について本年度中に対応することが求められました。

これを踏まえ、政府においては、本年6月22日に「規制改革推進のための3か年計画」を閣議決定し、答申事項について政府の方針として取り組むこととしたところですが、政府としての取組に当たって、社会保険労務士に関する情報の開示については、答申でも指摘されているように、社会保険労務士名簿への登録事務等を通じて会員の情報を保有する貴会の協力が不可欠であると考えております。

つきましては、閣議決定の業務独占資格に関する部分のうち、「資格者（社会保険労務士）に関する実務実績等の情報開示の推進」（別添参照）について、その措置内容を踏まえた検討を行うに際し、現在の情報開示状況の把握を始め、貴会の御協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

(2) 基準認証・法務・資格

【具体的施策】

① 資格制度全般

ア 懲戒処分等の適正な実施【平成19年度措置】

業務独占資格について、主管省庁は、懲戒処分及びその公表に当たっての基準をガイドラインや事例集等（根拠法令、通知を含む）で明確にし、それらをインターネット等一般国民にも入手しやすい方法で公開・提供すべきである。

また、懲戒理由に該当する場合には基準に照らして、懲戒等の処分を厳格に行い、懲戒等の処分の対象となった者の氏名並びに行為及び処分の内容等の情報を必要とする者が知ることができるように、インターネットを利用する等、官報以外の手段でも公表すべきである。

イ 資格者に関する実務実績等の情報開示の推進【平成19年度検討、結論】

業務独占資格については、業務を行うことができる者が限定されており、競争原理が働きにくい環境にある。また、サービスの享受者である国民は、現在のところ業務を依頼する際に、資格者に関する得意分野やこれまでの業績などの情報を入手することが難しく、どの資格者に依頼するのが良いか選択するための判断材料が不十分な状況にある。

今回調査を行った業務独占資格のうち事務系の資格（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、弁理士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、不動産鑑定士）については、国民への影響度を考慮すれば、その情報公開への社会的要請は特に強いものとする。

そのため、主管省庁は、業務独占資格の上記事務系資格に関して、資格者団体と協力して、資格者の氏名や事務所の所在地、連絡先、専門分野、懲罰など、国民に有用な情報の開示について、個人情報保護の観点や各資格における業務の特性を考慮しつつ検討を行い、国民が資格者を主体的に選択できるような環境を整備すべきである。